

栃木市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和2年11月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年9月7日から令和2年9月25日まで
- 3 監査の対象 教育部
教育総務課 学校教育課 学校施設課 保健給食課
- 4 監査の着眼点
 - (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
 - (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
 - (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
 - (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
 - (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
 - (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。
- 5 監査の実施内容
事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、

関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

6 監査の結果

(1) 総括

1 から 5 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

ア 予算の執行について

市内小学校のパソコンの購入について、修繕料で支出している事案が見受けられた。

歳出予算の執行については、地方自治法及び同法施行令の規定により予算科目に従って執行しなければならないとされており、適正な予算の執行とは認められない。

(学校施設課)

イ 契約事務について

市内小中学校の門扉改修工事について、本来は 1 件の工事として発注すべきところ、分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により一般競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができる。したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。

よって、合理的な理由なく 1 件の工事を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。

(学校施設課)

以上の 2 項目について、措置状況の報告を求めるので、改善のための措置（再発防止策を含む）を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

(4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。